

腐食(錆)の補償【自動車メッキ部品】(1)

趣旨

道路陥没事故現場の周辺で確認されている自動車メッキ部品の腐食(錆)については、破損した流域下水道管から発生する硫化水素の影響を否定できないため、その交換等に要する費用を損失として補償します。

対象者

陥没箇所から概ね200メートルの範囲に駐車場所のある自動車の所有者又は使用者を対象とします。

上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日(現時点では破損した流域下水道管の仮復旧工事が完了するまでの間と想定しています。)までの間とします。

区分と補償額

別表(3ページ)のとおり

手続方法

原則、次の電子申請フォーム(URLまたはQRコード)からお申し込みください。お申込みいただいた後、訪問の日程調整のためこちらからご連絡いたします。

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108035



電子申請が困難な場合は、申込書(4ページ)をご記入いただくとともに、近隣住民専用ダイヤル(2ページ)にお電話ください。お電話いただいた後、訪問の日程調整のためこちらからご連絡いたします。申込書は職員が訪問した際にお受け取りいたします。

必要書類(いずれもお申込み時点での提出は不要です)

- ①対象自動車の車検証の写し*1
- ②腐食(錆)したメッキ部品の交換に要する費用の見積書*2
- ③契約者の本人確認書類(運転免許証等 個人の方のみ)
- ④振込先口座情報の分かる資料(通帳の写し等)
※③、④は契約締結時にご提出いただきます。他の申込みで提出済みの場合は不要です。

申込期間

※令和8年3月25日変更

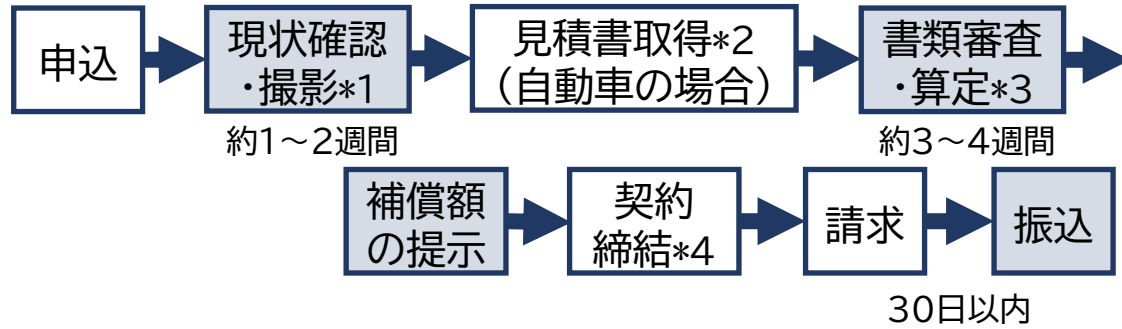
9月30日(水)

原則

令和8年1月5日(月) ~ 令和8年**6月30日(火)**

※申込期間は、対象期間の終期設定に応じて延長する可能性があります。

補償までの流れ



留意事項

- *1 お申込み後、職員が訪問し、申込者と一緒に現状確認・撮影を行い、補償の対象となる錆びたメッキ部品を特定いたします。その際に、車検証及び総走行距離計も撮影させていただきます。
- *2 現状確認後に、特定したメッキ部品の交換に要する費用の見積書をディーラーまたは自動車整備工場から取得していただき、ご提出してくださいようお願いします。
- *3 自動車メッキ部品の腐食(錆)に係る補償額の審査、算定業務については、損害保険ジャパン株が実施いたします。このため、次の資料を同社に提供する必要がありますので、ご了承くださいようお願いします。なお、個人情報の取扱いにつきましては関係法令を遵守いたします。
 - ・腐食(錆)の補償申込書
 - ・対象自動車の車検証の写し
 - ・対象自動車の部品交換見積書
 - ・対象自動車の写真
- *4 契約を締結した後は、交換・修理した部分に再度腐食(錆)が生じてしまった場合において、再度の補償を行うことはできませんので、予めご了承くださいようお願いします。

○電話
近隣住民専用ダイヤル 平日午前9時～午後5時

○メールアドレス
a5440-99@pref.saitama.lg.jp
埼玉県下水道局下水道管理課 補償担当

○現地対策本部
〒340-0812 八潮市中馬場52-2
八潮新都市建設事務所内 埼玉県下水道局現地対策本部補償担当

窓口が混み合いますので、ご来所いただく場合は、大変お手数ですがお電話または電子フォーム(下記)にて事前予約をお願いします。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList/initDisplayResult>

- 「キーワードで探す」
- 「補償申込窓口予約」でキーワード検索
 - ご希望の月のフォームを選択しメールアドレスを入力
 - 受信したメールに記載のURLから手続画面へ
 - 氏名等の必要事項を入力し、希望の時間枠を選択してください



腐食(錆)の補償【自動車メッキ部品】(別紙)

	区 分	補 償 条 件	補 償 内 容	
1	自動車メッキ部品	メッキ部品に生じている変色が硫化水素による腐食の特徴でもある黒ずんだ変色であること (下部の「腐食の例(参考)」の写真を参照)	①メッキ部品の交換に要する費用*5 ②見積書に要する費用 ③コーティングに要する費用*6	①+②+③
<p>自動車メッキ部品以外の金属類の腐食(錆)の補償については、後日お知らせします。 別資料をご参照ください。 ※令和8年3月25日修正</p>				

*5 補償額は、原則的に対象自動車の財産価値の減耗分控除後の額を超えないものとする。

*6 コーティングは腐食(錆)の再発防止に一定程度の効果があると考えられる一般的なカーコーティングに要する費用を想定して加算する。

腐食の例(参考)

○車のサイドミラー



○車のエンブレム

